

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒 2 7 7 - 0 8 2 7

(ふりがな) ちばけんかしわしまつばちょう

(住 所) 千葉県柏市松葉町七丁目 1 6 - 7

(ふりがな) かしわししょうぼうほんぶ

(名 称) 柏市消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょうこばやしすすむ

(代表者名) 消防長 小 林 進

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章，第2節 国，地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は，国民の生命，身体，財産の保護に係る公共性があることを重視して，地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより，行政サービスの水準の低下を避ける観点から設けられたものであるが地方財政状況を鑑みれば，減免措置を廃することにより，消防サービスの水準低下が一層懸念されます。

消防機関は，災害防除活動時には消防無線を必要最低限使用しようとしており，電波を公物として使用料を徴収する考えについては，必ずしも電波の有効利用に繋がらず，消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり，一般事業者が電波を利用することにより便益を受けることとは本質的に違うものと思われま



さらに，消防機関は，電波有効利用のために，多額の経費を要する無線デジタル化に取り組んでいる中，新たな財政負担を強いられることにより，デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから，地方公共団体等の取り扱いについては，現行どおり特例措置を継続していただきたく，意見を提出します。

意見書

平成 16 年(2004 年) 8 月 1 7 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒064-0804
(ふりがな) さっぽろしちゅうおうく
(住 所) 札幌市中央区南 4 条西 1 0 丁目
(ふりがな) さっぽろししょうぼうきょく
(名 称) 札幌市消防局
(ふりがな) ふじばやし よしひろ
(代表者名) 藤 林 義 ・
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防・救急無線の電波利用料減免措置について

- ・ 消防・救急無線は住民の生命、身体、財産を保護するために災害活動時等における非常通信手段として必要不可欠なものである。
- ・ 消防機関は必要最低限の割当られた周波数を有効に活用し、適正な無線運用を行っている。
- ・ 電波を使用することにより便益を受けるのは住民であって、災害活動を行う消防機関には、このことによる経済効果は発生しない。
- ・ 大規模災害時及び広域応援時の体制が充実されており、広域な災害活動における消防・救急無線の使用は国民の安全確保を図る上で非常に重要であり、必要性も増大している。
- ・ 財政状況の厳しい折、新たな財政負担を強いられることは受け入れできない。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり電波利用料の適用除外を継続していただきたく強く要望し、意見を提出します。

様式1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-2395
(ふりがな) いばらきけんつくばぐんいなまちふくだ
住 所 茨城県筑波郡伊奈町福田 195
(ふりがな) いなちょうちょう いいじまぜん
氏 名 伊奈町長 飯 島 善
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関する意見

「第2節 国，地方公共団体の扱いについて」に関し，次のとおり意見を提出します。

1 意見

防災行政無線について，現行の1/2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

- ① 当町は過去において堤防決壊等により甚大な被害をもたらした小貝川に接しており，梅雨期の長雨と台風がもたらす降雨には，毎年嚴重な警戒をしているところであります。
また、『茨城県南部地域を含む南関東地域で震度6相当以上の地震が起こる可能性がある』（「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」より）地域にも含まれ，町民の生命，身体及び財産を災害から保護するためには防災行政無線の設備は必要不可欠であります。
当該無線局は，災害対策基本法に基づき設置されるもので，消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。
- ② 現在，当町は防災行政無線再整備計画を行っております。地方自治体の厳しい財政事情，国からの補助金削減，無線設備のデジタル化による設備費高騰等がある中，電波利用料の負担を増やすことは，デジタル化を含めた再整備計画の妨げになると考えられます。
- ③ 当町の防災行政無線（同報系）の子局はアンサーバック方式を採用しており，子局が固定局扱いになるため，当該機能導入で電波利用料が多額になり，町民の生命等を守るための施設が，町の財政をさらに圧迫すると考えられます。

様式1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-2395
(ふりがな) いばらきけんつくばぐんいなまちふくだ
住 所 茨城県筑波郡伊奈町福田 195
(ふりがな) いなちょうちょう いいじまぜん
氏 名 伊奈町長 飯 島 善
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関する意見

「第2節 国，地方公共団体の扱いについて」に関し，次のとおり意見を提出します。

1 意見

防災行政無線について，現行の1/2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

- ① 当町は過去において堤防決壊等により甚大な被害をもたらした小貝川に接しており，梅雨期の長雨と台風がもたらす降雨には，毎年嚴重な警戒をしているところであります。
また，『茨城県南部地域を含む南関東地域で震度6相当以上の地震が起こる可能性がある』（「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」より）地域にも含まれ，町民の生命，身体及び財産を災害から保護するためには防災行政無線の設備は必要不可欠であります。
当該無線局は，災害対策基本法に基づき設置されるもので，消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。
- ② 現在，当町は防災行政無線再整備計画を行っております。地方自治体の厳しい財政事情，国からの補助金削減，無線設備のデジタル化による設備費高騰等がある中，電波利用料の負担を増やすことは，デジタル化を含めた再整備計画の妨げになると考えられます。
- ③ 当町の防災行政無線（同報系）の子局はアンサーバック方式を採用しており，子局が固定局扱いになるため，当該機能導入で電波利用料が多大になり，町民の生命等を守るための施設が，町の財政をさらに圧迫すると考えられます。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市長 大石 昭忠

TEL

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

国、地方公共団体の取り扱いについて（電波利用料の徴収）



電波利用料の徴収については電波利用料部会で議論されているとおり

- ① 国や消防救急無線等の無線局が電波利用料の適用除外となっている理由を考えれば、防災行政無線も防災上必要な通信を行うことを目的としており、ひいては市民の生命・身体・財産を保護するためのものであることから、国・都道府県・市町村の区別はなく、同様と考えられる。
- ② 逼迫地域のみ一定の負担を求めることについては、逆に地域差が生じ公平性を欠くことになる。
- ③ 当市においても合併を控え、多大な費用を投入しデジタル化に向けて電波の統合計画を検討しているが、電波利用料の徴収はさらなる財政負担となりデジタル化が遅れる可能性もある。
- ④ 課金することが電波有効利用のインセンティブにはつながらない。他の方法等、議論を重ねるべき。

以上のことから、地方公共団体等（市町村）の開設する無線局については、これまでどおり免除・減免措置をすべきである。

意見書

16安消第508号
平成16年8月19日
総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

(郵便番号) 784-0001
(ふりがな) こうちけんあきしやのまる
(住所) 高知県安芸市矢ノ丸3丁目1-33
(ふりがな) あきししょうぼうほんぶ
(名称) 安芸市消防本部
(ふりがな) よこやま すみお
(代表者名) 横山 壽美男
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課することにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でもなんら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用量を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。


さらに、現在当消防本部では財政難の中庁舎改築・消防車両の更新・南海地震に備えての耐震性貯水槽の新設・防災無線の難聴地域の解消等、難題が山積している中、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでおりますが、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を維持していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 270-2241
(ふりがな) ちばけんまつどしまつどしんでん
住 所 千葉県松戸市松戸新田114-5
(ふりがな) まつどししょうぼうきょく
名 称 松戸市消防局
(ふりがな) おおの まさかず
代表者名 大野 正一
電話番号 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は災害対応の非常通信であり「国民の生命、身体、財産の保護」に係わる緊急かつ重要な無線通信であり、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民に対し不可欠な消防行政が低下することにもなりかねません。消防機関は、災害活動等で消防救急無線を必要最小限使用しており消防機関が電波を利用することにより利益を得るのは住民であり、事業者の利益とは目的が異なります。

また、消防機関は消防救急無線のデジタル化に向かって発進しており電波利用料を徴収することは新たな財政負担によりデジタル化を遅らせるおそれがあると考えられます。

以上のことから地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年 8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 殿

郵便番号 812-8577
(ふりがな) ふくおかけんふくおかしはかたくひがしこうえん
住所 福岡県福岡市博多区東公園7-7
(ふりがな) ふくおかけん
氏名 福岡県

ふくおかけんちじ あそう わたる
代表者氏名 福岡県知事 麻生 渡
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙
県

福 岡

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関する意見書

1 地方公共団体の無線局に対する電波利用料の徴収について
・地方公共団体の防災行政無線については、災害から住民の生命、身体、財産を守るために必要なものであり、その公共性を考慮すると、一般の無線とは一線を画しているため同等の扱いは出来ない。そのため、現状の電波法で定められた減免措置を維持するべきである。
・同様に、地方公共団体の河川、ダム等の維持管理、情報収集を行う水防無線についても、災害から住民の生命、身体、財産を守るものであり、現行の電波法のとおり電波利用料徴収の対象からは除外するべきである。
・消防無線については、専ら消防・救急活動に使用されており、極めて高い公共性を有している。また、大規模災害時の消防・救急無線の重要性が益々増大していることもあり、消防が使用する無線については現行の電波法のとおり電波利用料徴収の対象からは除外するべきである。
更に、現在、消防無線についてはデジタル化に向けた投資が全国的に進められており、電波利用料を課すことが新たな財政負担となり、投資への取り組みに影響を及ぼすことから現行のとおり電波利用料徴収の対象からは除外するべきである。
・電波利用料は電波利用共益費用の財源に充てられるものであるが、都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、水防無線及び消防無線については、必要最低限の電波を利用した重要な無線通信であり、電波法第百条の二で電波利用料の減免又は徴収の対象外と定められているものであるため、現状に新たな電波利用料を課することによる電波有効利用のインセンティブ(意欲刺激)にはつながらない。

2 小電力無線局
・一般の利用者が自由に使える小電力無線の電波と事業目的で使用する電波を同等に扱うのは不適切であり、小電力無線局から電波利用料を徴収することは利用者の負担が増加しその発展・普及を阻害して電波有効利用のインセンティブ(意欲刺激)にはつながらない。したがって、小電力無線局から電波利用料を徴収すべきではない。

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒290-0073
(ふりがな) いちはらしこくぶんじだいちゅうおう
(住 所) 市原市国分寺台中央1-1-1
(ふりがな) いちはらししょうぼうきょく
(名 称) 市原市消防局
(ふりがな) さいとうのぶたか
(代表者名) 齋藤 正崇
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課担当者 様

郵便番号 843-0023
ふりがな さがけん たけおし たけおちょう おおあざ しょうわ
住 所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和846番地
ふりがな きとうちくこういきしちょうそんけんくみあい
しょうぼうほんぶ
名 称 杵藤地区広域市町村圏組合 消防本部
ふりがな しょうぼうちよう たなか としお
氏 名 消防長 田中 敏男
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

第2節 国、地方公共団体の扱い

地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から電波利用料の適用除外が設けられたものであります。消防機関の無線は、国民の生命財産の保護に係る公務に必要不可欠なものであり、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波有効利用のインセンティブにはつながらないとの意見もあります。消防無線については、性格上、災害時に消防機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。また、当本部では、財政運営が大変厳しい状況にあります。現在、電波の有効利用のために多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化に向けた整備を進めています。こうした中、電波利用の減免措置が廃止されると新たな住民負担につながり公共性としての価値と信頼が損なわれる虞があります。このようなことから思慮しますと、より高度な資質の高い消防無線を充実させることが肝要であり、地域の実情を十分にご賢察のうえ、現行どおり特例措置を継続していただきますようお願いいたします。

意見書

平成16年(2004年) 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 750-0006
住所 下関市南部町1番2号
名称 下関地区広域行政事務組合
代表者名 管理者 江島 潔
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

当地区において運用中の消防救急無線は、災害現場での活動において、人命の救助、生命、財産を保護するために緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
また、これらの無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えます。
さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り込んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行等への遅れが懸念されます。
このようなことから、現行どおりの特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

平消総第 762 号
平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

島根県平田市消防本部
消防長 玉木 徳信

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に
関する意見の募集について

このことにつきまして、下記のとおり意見を提出します。

記

意 見

地方公共団体等、特に消防用無線につきましては国民の生命、身体、財産の
保護に係る高い公共性があることに鑑み、引き続き特例措置を継続して頂きま
すようお願いいたしたく、意見を提出いたします。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課あて

郵便番号 231-8588

(ふりがな) よこはましなかくにほんおおどおり

住 所 横浜市中区日本大通1

(ふりがな) とどうふけんしょうぼうしゅかんかちょうかいがいちょう
いわぶちみつお

氏 名 都道府県消防主管課長会会長

岩 渕 三 男

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

別紙

今回の最終報告書では、これまで、電波利用料について減免措置が設けられてきた地方公共団体の消防無線等についても、「電波の有効利用や負担の公平性の観点から地方公共団体にも一定の負担を求めるべき」との意見があるが、地方公共団体の消防救急無線や防災行政無線は、突然の災害や事故から、国民の大切な生命・身体・財産の保護のために緊急かつ重要な通信手段であり、極めて公共性、公益性の高いものである。

このことから、国民の安全を守る国の責務として、消防救急無線に係る電波を確保し、無償で提供されるべきであり、防災行政無線についても、防災関係に関してはこれに準じて取り扱われるべきである。

また、消防庁の指導のもと、全国の地方公共団体が多大な費用を投入し、進めていこうとするデジタル化については、電波の有効利用の一つとして有用であるが、今回の電波利用料徴収に伴う地方公共団体の負担増により、計画の遅れが懸念される。

以上のことから、電波利用料徴収の取扱いについては、従来どおり、消防救急無線については適用除外、防災行政無線については2分の1減額を維持すべきである。

意見

財政緊迫の状況にあり、現行のとおり電波使用料免除の取扱いを継続していただきたい。

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1-1

小松島市消防本部

意 見 書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒670-8501
(ふりがな) ひょうごけんひめじしやすだ
(住 所) 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
(ふりがな) ひめじししょうぼうきょく
(名 称) 姫路市消防局
(ふりがな) はしもとのぶあき
(代表者名) 橋 本 信 昭
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置については、特に消防無線等が国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは市民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。電波を公物としてとらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防防災機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、当市における消防・防災業務は、昨今の財政状況の厳しい中、今後推進していかねばならない課題として、「デジタル無線や電子申請への対応」、「市町村合併への対応」、「消防広域再編への対応」、「IP電話等多様な通信媒体への対応」、「高速化するネットワークインフラへの対応」など大きな事業投資を行っていかねばならない状況下であり、新たな財政負担を強いることは、これらの事業推進に弊害をきたすおそれがある。

このようなことから、地方公共団体等における電波利用料減免措置の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課御中

郵便番号 〒772-0003

住所 鳴門市撫養町南浜字東浜170

名称 鳴門市消防本部

代表者氏名 矢野正夫

通信担当 岸芳夫

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会、電波利用部会、最終報告書(案)に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

鳴門市は、人口 65,000 人の小さな市であり、消防につきましては、一本部、一署、一分署で、市民の生命・身体・財産の保護、災害による被害の軽減を目的に日夜消防業務を行っております。その、消防業務の情報連絡に欠かせない消防救急無線の有料化には、絶対反対の立場として意見を述べさせていただきます。

そもそも、消防用無線は、あらゆる災害現場において、市民に一番身近な火災、地震等の災害現場の情報をいち早く知り、その対応について災害現場と、消防本部間の意思の疎通を図り、最善の手段を講じる上で、最も重要であり、消防業務には、絶対欠かせない通信連絡手段として確立されています。

文明の発達とともに、複雑多様化する、災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化移行期限が示され、それに伴う経費負担に苦慮している市町村が、大多数と史料される現在、電波使用料の徴収は、そのスムーズな移行の妨げとなるのは明白です。

また、国の災害対策に対する、政策の根幹を問われています。

営利を目的とした通信事業とは切り離して考えるべきであり、直接市民(国民)の安全につながる公共性の高い電波の利用(中央防災無線、防災行政無線、消防救急無線等)は、本来、無料であって然るべきです。

消防救急無線の取扱は現行どおり、特例措置の継続を強く希望します。

意見書

平成16年 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 960-8670
(ふりがな) ふくしましすぎつまちょう
住所 福島市杉妻町2番16号
(ふりがな) ふくしまけん ふくしまけんちじ
氏名 福島県 福島県知事
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

現行どおり減免を行っていただきたい。

理由： 消防救急無線、防災行政無線及び水防無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とすべきである。


また、これらの無線通信を運用するのは地方公共団体であり、税金により運用経費が賄われていることも考慮すべきである。

さらに、これらの無線通信施設は今後デジタル化に向けた投資を全国的に進めていこうとしている状況にあり、新たに電波利用料を課すことは、こうした取組のプレ一キになるものと思われます。

意見書

平成 16 年(2004 年)8 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 744-0015
住所 下松市大手町3丁目3番1号
団体名 下松市消防本部
代表者氏名 消防長 藤井 俊則
電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会電波利用部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

本市における防災行政無線、消防無線等は、災害、救助、救急、及び火災時に使用しており、欠くことのできない、重要な位置付けであります。これらの無線については、有線が途絶えたとき、唯一の情報伝達手段であります。これらは、金銭的利益を生み出すものではなく、市民の生命・財産の保護等、業務のために運用するものであり、電波利用の負担増は、業務を円滑、安全かつ安定的に遂行するためにも、現行どおりの減免措置を要望します。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 596-0073
(ふりがな) きしわだしきしきちょう
(住所) 岸和田市岸城町7-1
(ふりがな) きしわだししょうぼうほんぶ
(名称) 岸和田市消防本部
(ふりがな) たきふじしゅういち
(代表者) ・ ・ 修一
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」
に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

消防は、消防組織法に規定されているとおり、国民の生命、身体、財産の保護を目的としている。

その任務を遂行するためには、市町村が設置した消防・救急無線設備は不可欠である。

さらに、大規模災害時の消防・救急活動では、消防組織法第24条の4に規定されているとおり緊急消防援助隊として国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなり、消防・救急無線は唯一の連絡手段として非常に重要となっている。

また、当該無線設備は、災害以外の公務についてもなくてはならないものであり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用を目的とした電波利用料の徴収といった主旨には繋がらないものとする。

したがって、消防・救急無線は、災害対応の非常手段であり、「国民の生命・身体・財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、現行どおり、電波利用料の徴収の適用除外とされたい。

様式1

意見書(案)

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒210-8565

(住所) (ふりがな) かながわけんかわさきしかわさきくみなみちょう
神奈川県川崎市川崎区南町

20-7

(名称) (ふりがな) かわさきししょうぼうきょく
川崎市消防局

(代表者名) (ふりがな) やまぐちひとみ
山口仁臣

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

最終報告（案）第6章第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は、火災その他の災害発生時等における災害通報、現場報告、応援要請及び災害支援情報等の交信に不可欠なものであり、消防活動における部隊指揮統制の根幹をなし、国民の生命、身体、財産の保護や被害の軽減に大きく寄与しているところです。

消防救急無線の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護を任務とする消防機関の特殊性を踏まえ、地方公共団体等に財政的な負担を課すことは、住民に対する行政サービスの低下に繋がりがねないことから、これらをさけるために設けられたものと伺っております。

消防機関が消防救急無線の電波を利用することによって便益を受けるのは国民であり、極めて公共性の高い消防救急無線と利潤を求める事業者を同一に扱うことは、負担公平性の観点からも極めて不合理であり、地域住民に対する消防行政のサービス低下に直結するものと言えます。

また、昨今の財政状況の極めて厳しい中、消防機関は、電波有効利用のため多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化に取り組んでいるところでありますが、電波利用料という新たな財政負担を強いることは消防救急無線のデジタル化移行へ大きな障害となるものであります。

以上のことから、消防救急無線の扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく要望いたします。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒781-1301

高知県高岡郡越知町越知甲 3105-3

高吾北広域町村事務組合消防本部

消防長 西 森 勇 幸

TEL

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。